

第2回 尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会 会議録(要旨)

- 日 時 : 令和8年3月18日(水) 午後2時~4時
- 場 所 : 尼崎市立女性・勤労婦人センター 視聴覚室
- 出席者 : 委員7人 ○:副会長
○森屋委員、西村委員、仲渡委員、宮内委員
井餘田委員、香山委員、菅野委員
事務局4人
文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、
ダイバーシティ推進課職員1人
女性センター所長(オブザーバー)

■ 傍 聴:4人

■ 会議要旨

1 開 会

2 議 事

(1) 令和7年度の指定管理者制度モニタリング評価について

事務局 : ——資料をもとに説明——

委 員 : 相談事業の件数とともに、相談後の結果(解決できた、何らかの支援機関に繋がったかなど)を知りたい。

オブザーバー : 例年、次年度に公表している事業報告書において詳細を確認してほしい。議題2では、相談事業も含めた事業計画を説明させていただく。

(2) 令和8年度事業計画について

(3) コワーキングスペース運営事業の実施について

オブザーバー : ——資料をもとに説明——

委 員 : コワーキングスペースは、オンラインでの打ち合わせなどに活用されるケースもあるかと思うが、どのような席の配置やルールで運用する予定か。

また、若年層向けのジェンダー部は、参加者を集めるための工夫が必要であると思うが、どれくらいの参加者数を想定しているか。

オブザーバー : コワーキングスペースの詳細は今後決めていくが、部屋の真ん中に六角形の机、壁に向かって長方形の机を置き、部屋の奥側にある柱の奥には個別ブースを設けることを想定している。

また、初の試みであるジェンダー部は、若年層を対象にしているため、SNSでの広報を中心に参加者を募りたいと考えている。委員の皆様にも広報にご協力いた

だけると助かる。

委員：ジェンダー部では、どのような活動をするのか。予算額はどれくらいか。

オブザーバー：「ジェンダー部」はあくまで仮のタイトルであり、活動の初回に参加者とともにタイトルを付ける予定である。活動内容は、部活動のようなイメージである。予算額は参加者の人数によって変動する。若年層の力で「化学反応」が起これば良いと思う。

委員：ジェンダー部では、集まったメンバーで何か活動の成果物を作るのか。

オブザーバー：集まったメンバーで成果物を作ることを想定している。

委員：若年層を対象にするのであれば、ユース交流センターに呼び掛けるなども有効である。

オブザーバー：SNSでの発信だけでなく、チラシなどでも広報する。

委員：コワーキングスペースの運営は10時から16時、託児は10時から15時と、運営時間に差があるのは何か意図があるのか。コワーキングスペースの予約は取れるが、託児は利用できないといったこともあるのではないか。利用は登録制か。

オブザーバー：コワーキングスペースの開設や託児の時間については、今後利用者の声を聞きながら検討していく。

事務局：利用については、利用申請のような形で考えている。

委員：有料のコワーキングスペースでは、他の利用者の電話がうるさいなどといった苦情が入ることもあったので、もしスペースを確保できるのであれば、電話用スペースを設けるのも良い。

委員：コワーキングスペースの託児の対象が1歳以上ということで、1歳未満の乳児を連れての利用ができないのであれば、「育休中」という表現を使わない方が良いのではないか。

事務局：1歳未満の乳児の託児利用はできないが、利用者と一緒にベビーカーで入室することは可能とする。他の利用者もおられるので、子どもが泣き出したりすると、場合によっては退室する必要があるかもしれない。

委員：起業してテレワークしている方と就労相談を受けたい方は、分けした方が良いのではないか。

事務局：コミュニティマネージャーに常駐してもらい、利用者に応じて適切な声かけをしてもらう。また、利用者間の交流を目的とした講座や交流会も企画する予定である。

委員：コワーキングスペースを運営する予算額581万6千円の内訳はどうなっているか。

事務局：運営にかかる経費の約半分は施設整備にかかる事業費であり、その他は主に人件費である。

委員：雇用就労支援員は常駐するのか。

事務局：雇用就労支援員またはコミュニティマネージャーが常駐する予定である。

委員：コミュニティマネージャーの資格要件はあるか。

事務局：資格要件は設けていないが、キャリアコンサルタントの有資格者に声をかけている。

委員：無料で利用できるのであれば、周知が行き届くとそこそこニーズがあると思われる。そうなったときに、どのように公平性を担保していくのか。

事務局：今後、先行事例である神戸市も参考にしながら、運営要綱などを整えていく。

認知度を高めるために、最初はルールを決めすぎない方が良いと思うが、例えば利用者への保険の営業など設置目的から外れるような利用は認められない。また、ある程度利用者が増えてくると、回数制限も検討せざるを得ない。一定のニーズがあると分かれば、今後実施日を増やすための予算を確保することになるかもしれない。

委員：コミュニティマネージャーが就労相談を行うのであれば、利用者の希望する就労先などの情報を事前に登録してもらうような仕組みにすると良い。

委員：アビーズでは、宗教関係やフランチャイズなどは利用を制限していた。

委員：ハローワークでは、オンライン相談を活用する利用者が多かった。ハローワークとは状況が異なると思うが、実際に運用する中で、どういった方に向けてどのようにアナウンスしていくのか、ニーズを把握することが大事である。

委員：先行事例などを参考に、7月のオープンに向けて準備を整えてほしい。

委員：女性の居場所づくりは継続する必要があると思うが、令和7年度まで実施していた「女性のつながりサポート事業」は廃止するということか。

また、「ベビーも一緒に読書タイム」や「絵本とお茶でほっこりタイム」はどの部屋で実施するのか。

オブザーバー：女性の居場所づくりは、令和7年度までのような交付金を活用した事業ではないが、引き続き、指定事業の中で「女性の居場所づくり」にも取り組んでいく。

また、「絵本とお茶でほっこりタイム」は、就労支援品を置いている「チャレンジひろば」で実施しており、「ベビーも一緒に読書タイム」は新しくできるコワーキングスペースで9月からの実施予定である。

委員：お茶を飲みながら情報交換できるような場所が必要であると思うので、将来的にトレピエ内でのカフェの事業を再開するために整備してほしい。

また、親子クッキングを実施するなど、調理室の活用方法も考えてほしい。

オブザーバー：トレピエ内でのカフェの営業は、応募事業者が見つからず営業を断念した経緯があるため、難しい。

委員：交流できるようなカフェスペースがあるのは望ましいが、事業者が見つからないという現状では運営は難しいと思われる。

また、困難女性支援法に関連する事業はあるか。

オブザーバー：トレピエの事業の中では、パソコンスキル支援講座、ハローワーク尼崎マゼーンズによる出張相談、就労体験などを困難な状況にある女性に向けて実施している。

(4) その他

事務局：———トレピエの再整備について説明———

委員：施設の建て替えを予定しているとのことであるが、このまま引き続き指定管理者制度を活用するのか。

事務局：現在地で建て替える際には、仮移転することになると思うが、引き続き指定管理者制度を活用する予定である。

委員：他に何かあるか。

事務局：来年度は6月頃に会議を実施する予定である。

委員：本日はこれで閉会する。

以 上